

男鹿市規則第12号

男鹿市障害者自立支援法施行細則の全部を改正する規則

男鹿市障害者自立支援法施行細則（平成19年男鹿市規則第23号）の全部を改正する。

男鹿市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（介護給付費等の支給申請）

第2条 法第20条第1項及び第51条の6第1項の規定により支給決定を受けようとするとき及び令第17条第1項第2号から第4号までに規定する負担上限月額適用を受けようとするときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 男鹿市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、前項の申請について支給を決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）を添えて障害福祉サービス受給者証

(様式第3号)、地域相談支援受給者証(様式第3号の2)又は療養介護医療受給者証(様式第3号の3)を、承認しなかったときは却下決定通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の申請を受け、当該申請にかかる障害者が障害支援区分に該当すると認めるとき又は該当しないと認めるときは障害支援区分認定(非該当)通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(支給決定の変更の申請)

第3条 法第24条第1項及び第51条の9第1項の規定による申請は、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第6号)により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請に係る決定をしたときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の申請を受け、障害支援区分の変更の認定を行った場合は、障害支援区分変更認定通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第4条 福祉事務所長は、法第25条及び第51条の10に規定する支給決定の取消しをしたときは、支給(給付)決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 令第15条及び第26条の7の規定による届出は、申請内容変更届出書(様式第10号)により行うものとする。

(受給者証の再交付)

第6条 令第16条及び第26条の8の規定による申請は、受給者証再交付申請書(様式第11号)により行うものとする。

(特例介護給付費等の支給申請)

第7条 省令第31条及び第34条の53の規定に係る申請は、(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)支給申請書(様式第12号)により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請について支給の要否を決定したときは、(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)支給(不支給)決定通知書(様式第13号)を申請者に交付するものとする。

(介護給付費等の額の特例)

第8条 法第31条に規定する介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする者は、介護給付費等利用者負担特例減額・免除申請書(様式第14号)に次の各号に掲げる事項を記載して福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 支給決定障害者等及びその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)の氏名及び住所
- (2) 法第31条の規定を受けようとする理由

2 前項の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 省令第32条第1号に該当する場合 災証明書、所得証明書、災害に係る保険金の受領証及びその他の省令第32条第1号に該当することを証明する書類
- (2) 省令第32条第2号に該当する場合 医師の診断書、生命保険金の受領証、所得証明書及びその他の省令第32条第2号に該当することを証明す

る書類

(3) 省令第32条第3号に該当する場合 登記事項証明書、所得証明書、雇用保険受給資格者証及びその他の省令第32条第3号に該当することを証明する書類

(4) 省令第32条第4号に該当する場合 地震証明書、所得証明書及びその他の省令第32条第4号に該当することを証明する書類

3 福祉事務所長は、前2項の規定により申請を受けたときは、申請された内容等を審査し、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めるときは、別表の定めるところにより支給割合を変更するものとする。

(サービス等利用計画案の提出依頼)

第9条 法第22条第4項に規定するサービス等利用計画案の提出依頼をするときは、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第15号）により行うものとする。

(計画相談支援給付費の支給の申請等)

第10条 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給申請及び計画相談支援を依頼（変更）する指定特定相談支援事業者名の届出は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書兼計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（様式第16号）により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請について支給の要否を決定したときは、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第17号）を申請者に交付する。

3 福祉事務所長は、法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援のモニタリング期間を変更するときは、モニタリング期間変更通知書（様式第18号）により通知するものとする。

(計画相談支援給付費の支給決定の取消し)

第11条 福祉事務所長は、計画相談支援給付費の支給取消しをするときは、
計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書（様式第19号）
により通知するものとする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給申請）

第12条 法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を
受けようとするときは、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第
20号）によるものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請について支給の要否を決定したときは、高額
障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第21号）を申
請者に交付するものとする。

3 令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を
受けようとするときは、令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サー
ビス等給付費支給申請書（様式第22号）によるものとする。

4 福祉事務所長は、前項の申請について支給の要否を決定したときは、令第
43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）
決定通知書（様式第23号）を申請者に交付するものとする。

（自立支援医療費の支給申請）

第13条 法第53条第1項又は第56条第1項の規定により、自立支援医療
費（更生医療）又は自立支援医療費（育成医療）の支給認定を受けようとす
るときは、自立支援医療費（更生・育成医療）支給認定申請書（様式第24
号）により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請を承認したときは、自立支援医療（更生・育
成医療）支給認定決定通知書（様式第25号）及び自立支援医療受給者証
（更生医療）（様式第25号の2）又は自立支援医療受給者証（育成医療）
（様式第25号の3）を申請者に交付するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の申請を承認しないときは、自立支援医療費（更生・育成医療）非該当通知書（様式第26号）を申請者に交付するものとする。

（医療費受給者証の内容変更）

第14条 令第32条第1項の規定による届出は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生・育成医療）（様式第27号）により行うものとする。

（医療受給者証の再交付）

第15条 令第33条第1項の規定により自立支援医療費（更生医療・育成医療）受給者証の再交付を申請するときは、自立支援医療受給者証再交付申請書（更生・育成医療）（様式第28号）により行うものとする。

（補装具費の支給申請）

第16条 法第76条第1項の規定により補装具費の支給を受けようとする障害者等は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第29号）により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請を受けたときは、調査書を作成するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の申請に基づき支給を承認したときは、補装具費支給決定通知書（様式第30号）により通知するとともに、補装具費支給券（様式第31号）を交付するものとする。

4 福祉事務所長は、第1項の申請を却下したときは、補装具費不支給決定通知書（様式第32号）を申請者に交付するものとする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の男鹿市障害者自立支援法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 2 改正前の規則の規定により定められていた様式等については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第8条関係）

適用事由	損害又は減収の程度	支給の割合	適用期間
省令第32条第1号	震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」という。）により、支給決定障害者等又は生計維持者の所有する住宅、家財その他の生計の維持に欠かせない重要な財産（以下「重要財産」という。）について受けた損害の総額が重要財産の価格の10分の5以上であり、費用を負担することが困難と認められるとき。	100分の100	申請日から起算して1年
	震災等により、支給決定障害者等又は生計維持者の所有する重要財産について受けた損害の総額が重要財産の価格の10分の2以上10分の5未満であり、費用を負担することが困難と認められるとき。	100分の95	
省令第32条第2号から第4号まで	支給決定障害者等又は生計維持者の収入が著しく減少し、当該	100分の95	

	世帯の所得（年金及び給与については収入）の合計金額が3分の2以下となったため、費用を負担することが困難と認められるとき。	
--	--	--

備考 損害の総額は、損害を受けた金額から保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した後の金額とする。